

市役所周辺一般保留区域内の市街化区域編入に伴う 市役所周辺地区の住居表示について

住居表示整備事業所管
海老名市まちづくり部住宅まちづくり課

本日まで説明すること

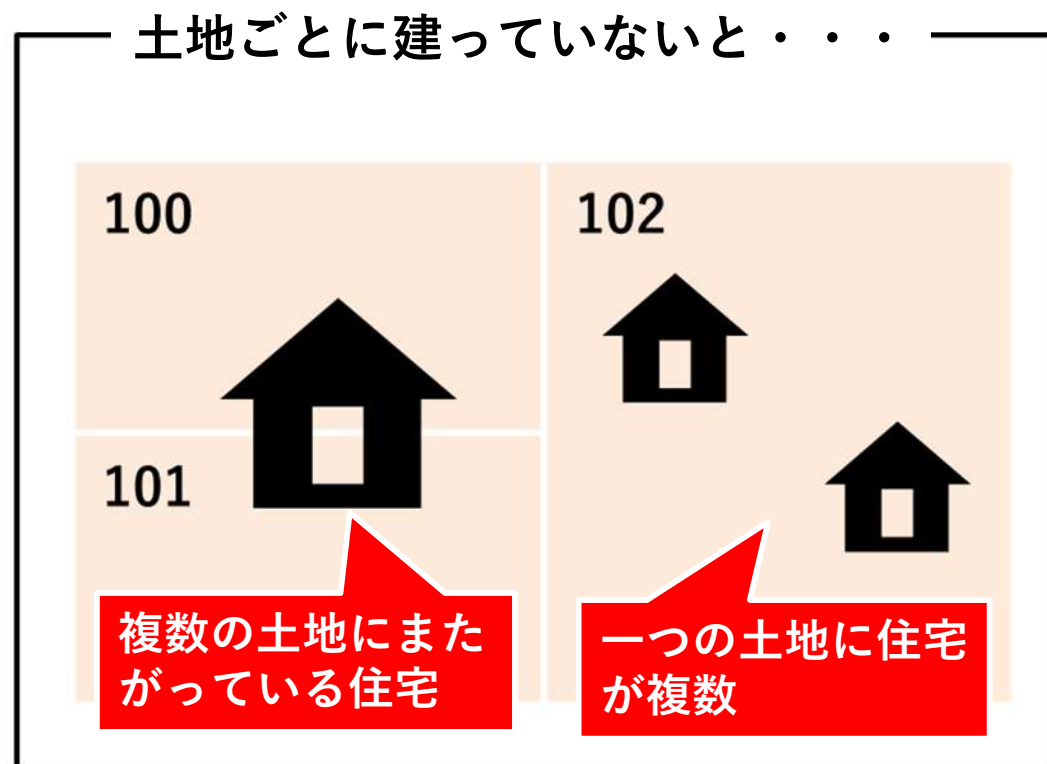
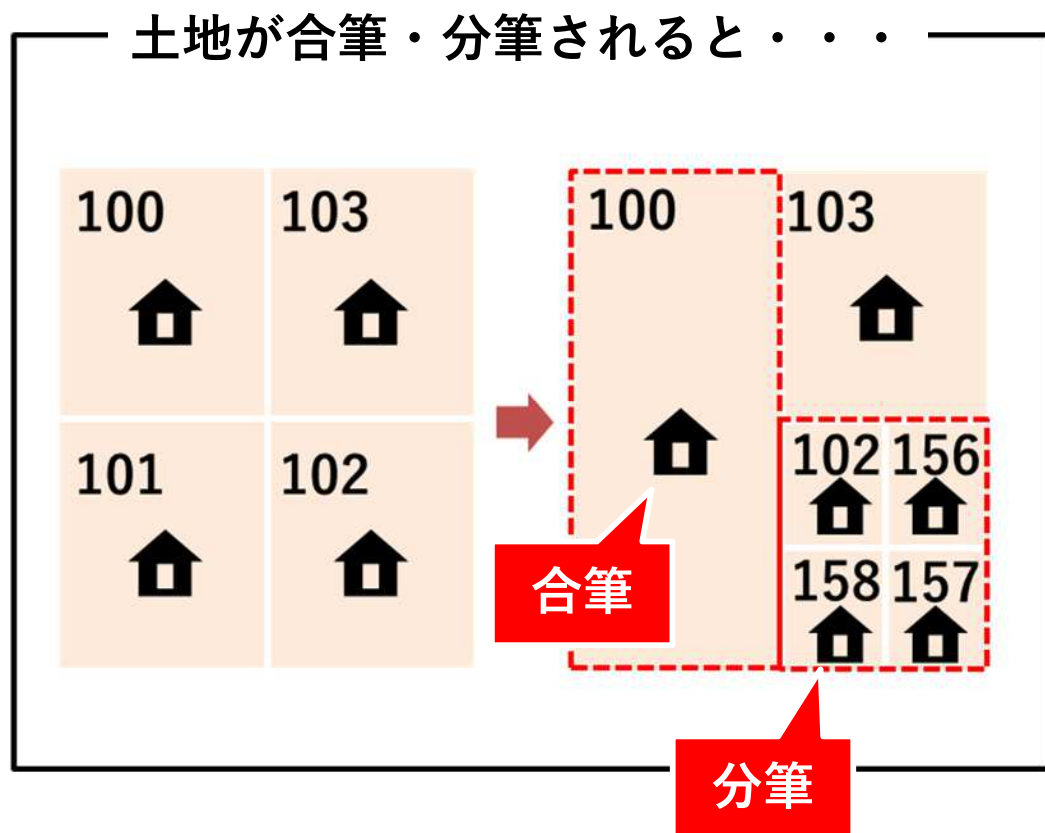
- ① 住居表示の概要・・・・・・・・・・ P 3～
- ② 市役所周辺地区について・・・・ P 12～
- ③ 町割り案・・・・・・・・・・ P 14～
- ④ 今後について・・・・・・・・・・ P 17～

① 住居表示とは

現在の住所は土地の「**地番**」を用いて表示されています。

「**地番**」は、住所を表すために付けられたものではありません。

順序よく並んでいないため、大変複雑になっています。



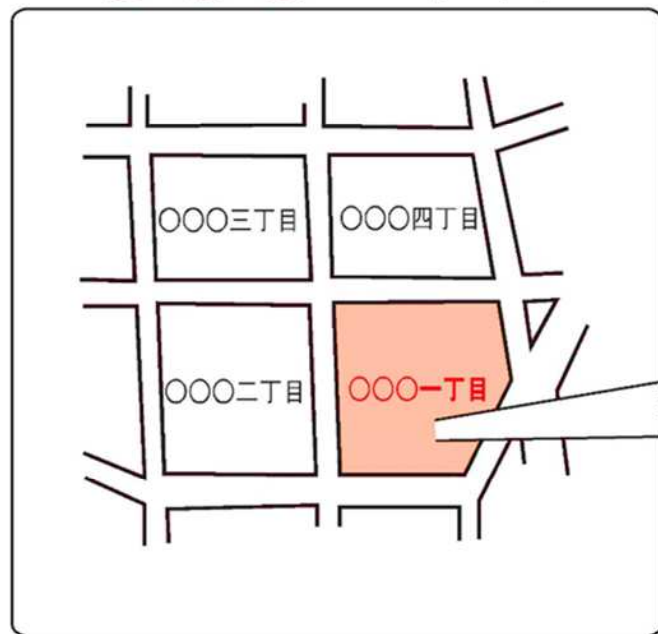
① 住居表示とは

建物ごとに順番に番号を付け替えることで、

住所 をわかりやすく **表示** する制度のことです。

新町名

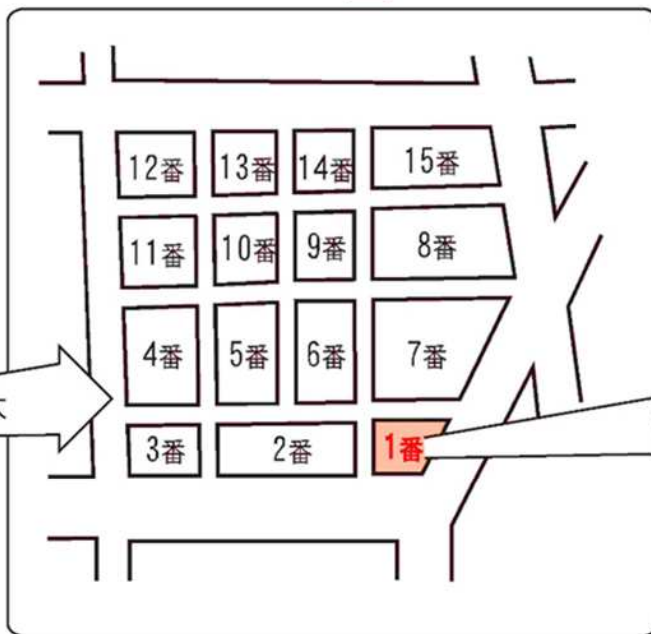
〇〇〇一丁目



↑町の区域をはっきり分かりやすく区切り、〇〇〇×丁目にします。

街区符号

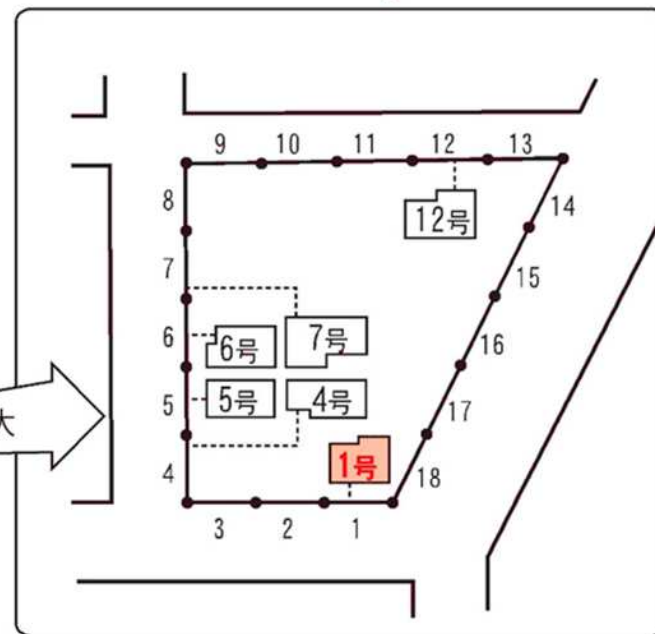
1番



↑町(〇〇〇×丁目)の中を分割してブロックに分け、順に街区符号を付けます。

住居番号

1号



↑街区の周りに基礎番号を設定し、家の出入口位置によって住居番号を決めます。

住居表示を実施すると

- 場所の案内をしやすくなる。
- 郵便等の集配業務で誤送などが起こりにくくなる。
- 火災等の緊急時に場所が特定しやすくなり、緊急車両の到着が速やかになる。

① 住居表示とは

住居表示（住所）の表示例

【実施前】 海老名市 社家 1 2 3 番地の 4
地番

【実施後】 海老名市 社家○丁目 ○番 ○号
新町名 街区番号 住居番号

～ 中高層住宅の場合 ～

原則として、2階以上かつ4部屋以上の建物ならびに部屋番号が3桁の数字の場合、基礎番号と部屋番号まで含めて表示します。（マンション名等の建物名称は省略されます。）

海老名市 社家○丁目 ○番 ○-101号
新町名 街区番号 基礎番号 部屋番号 住居番号

① 住居表示とは

戸籍（本籍）の表示例

【実施前】

海老名市

社家

1 2 3 番地 4
地番



【実施後】

海老名市

社家○丁目

新町名

1 2 3 番地 4

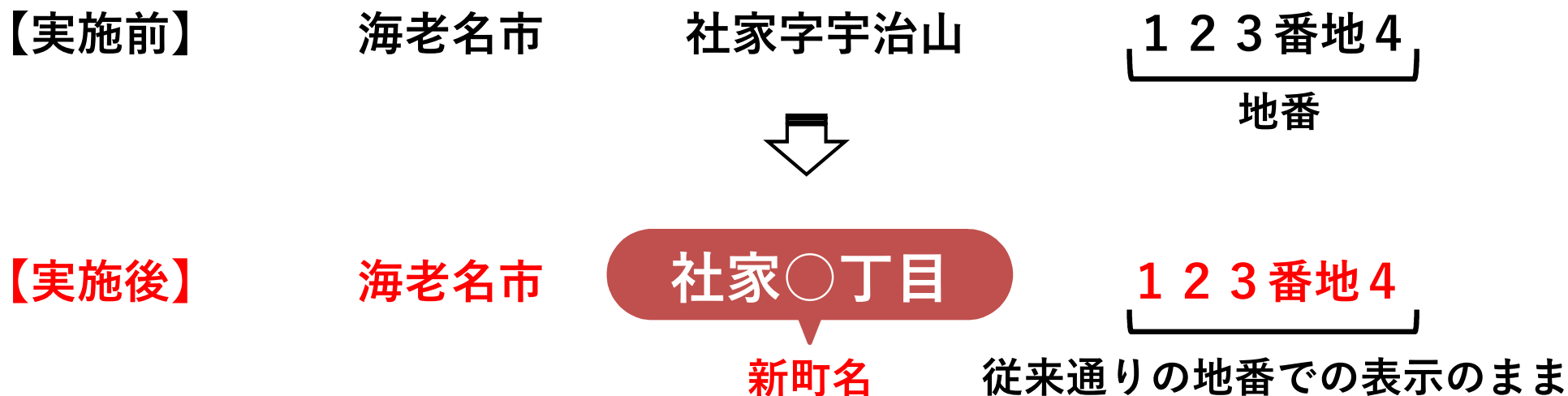
従来通りの地番での表示のまま

本籍表示については、新町名のみ変わります。

本籍を変更する手続きは不要です。

① 住居表示とは

不動産（土地・建物）の表示例



土地及び建物の「所在地」については、新町名のみ変わります。
所在地を変更する手続きは不要です。

① 住居表示とは

住居表示のプレートの参考例



① 住居表示とは

手続きが 必要ない もの

不動産（土地・建物）登記簿の表題部	住民票 印鑑登録証明書 戸籍	国民年金加入者 国民年金受給者 厚生年金受給者
国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険者証	介護保険被保険者証	子ども医療証 福祉医療証（ひとり親家庭等） 障がい者医療受給者証
上下水道	NHK、NTT 東京電力、東京ガス	パスポート

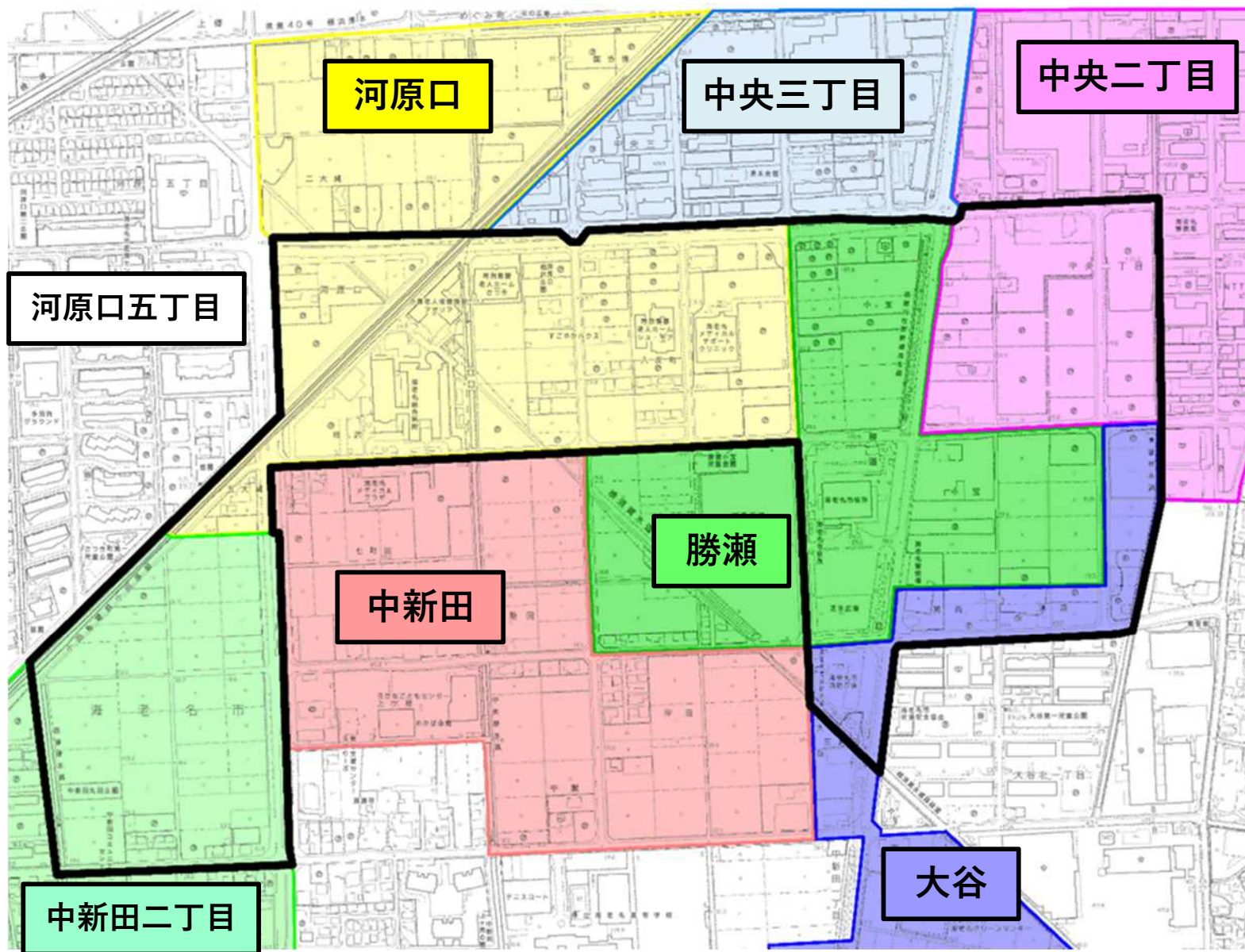
※上記は一例です。内容に変更がある場合があります。

手続きが必要なもの

土地・建物登記簿の所有者名義人の住所変更	法人登記簿の法人の所在地と役員の住所	運転免許証の住所変更と本籍変更
自動車やオートバイの車検証の住所変更	マイナンバーカード（個人番号カード）の住所変更	在留カードや特別永住者証明書の住所変更
健康保険証（社会保険）の住所変更	携帯電話や固定電話、インターネット回線の住所変更	金融機関や生命保険の住所変更

※上記は一例です。内容に変更がある場合があります。

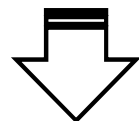
② 市役所周辺地区について



令和6年3月の市街化区域編入を予定

② 市役所周辺地区について

令和6年3月に市街化区域に編入が予定されてる



- 土地活用が可能となり、新たな街並みが形成される。
- 建物が建築され、人口や世帯も増加する。
- 土地（筆）の分筆・合筆が発生する。



将来的な人口増加や街並みの変化に合わせた

わかりやすい住所の表示が必要

◆ 町割りとは

① 新たな町名の決定

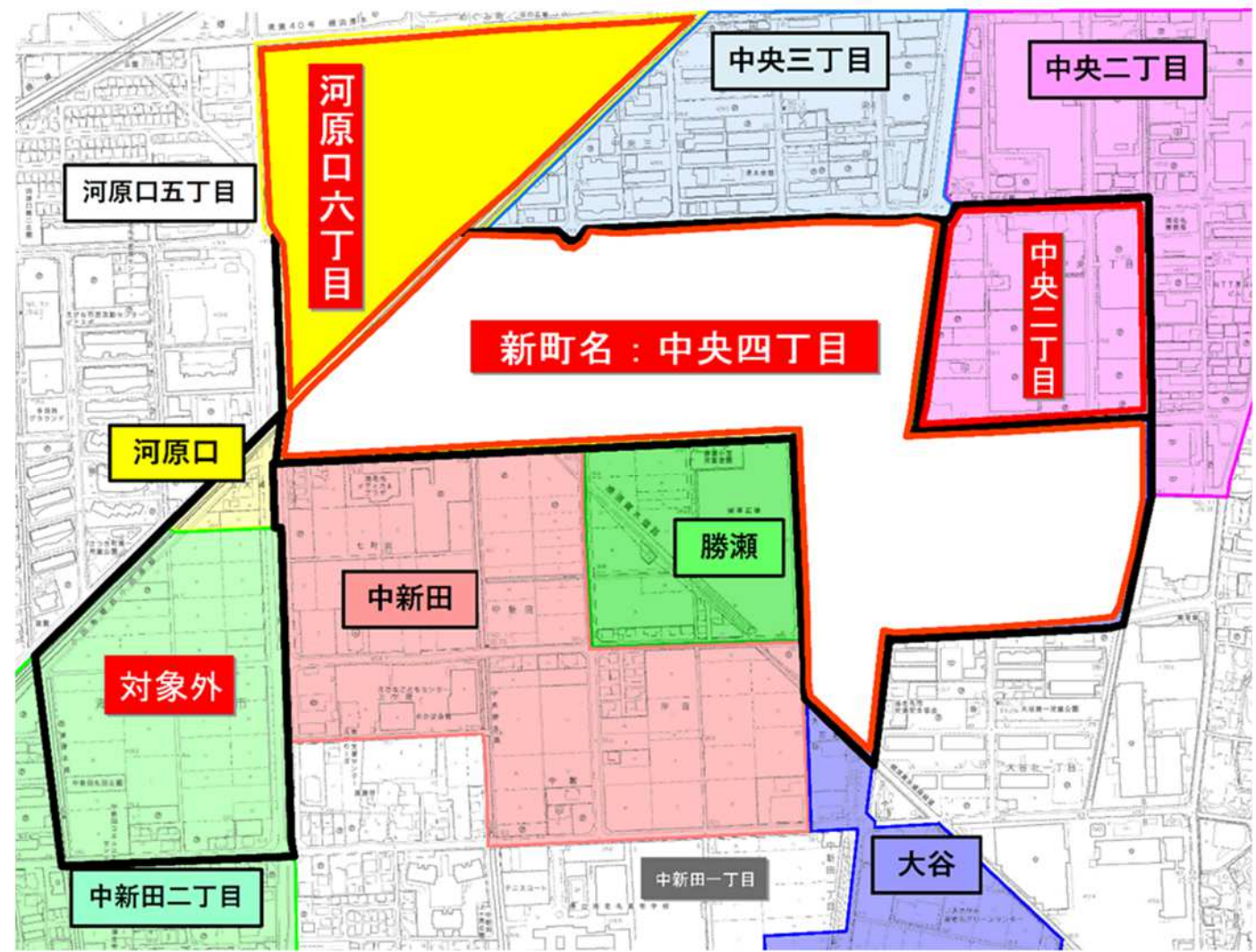
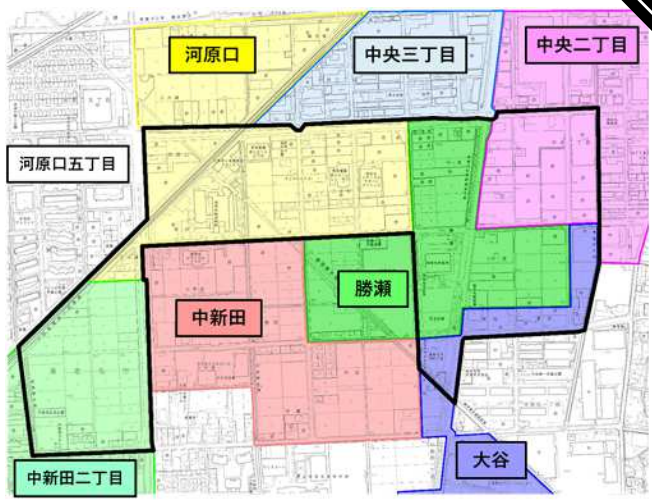
- ・ ○丁目といった名称をどうするのか。
- ・ 現在の字をそのまま使用するのか。
- ・ 新しい町名にするのか。

② 町名と町名の境の決定

河川・鉄道のように恒久的に変化のないものや、大きな道路等のように見た目でわかりやすいものを境にします。

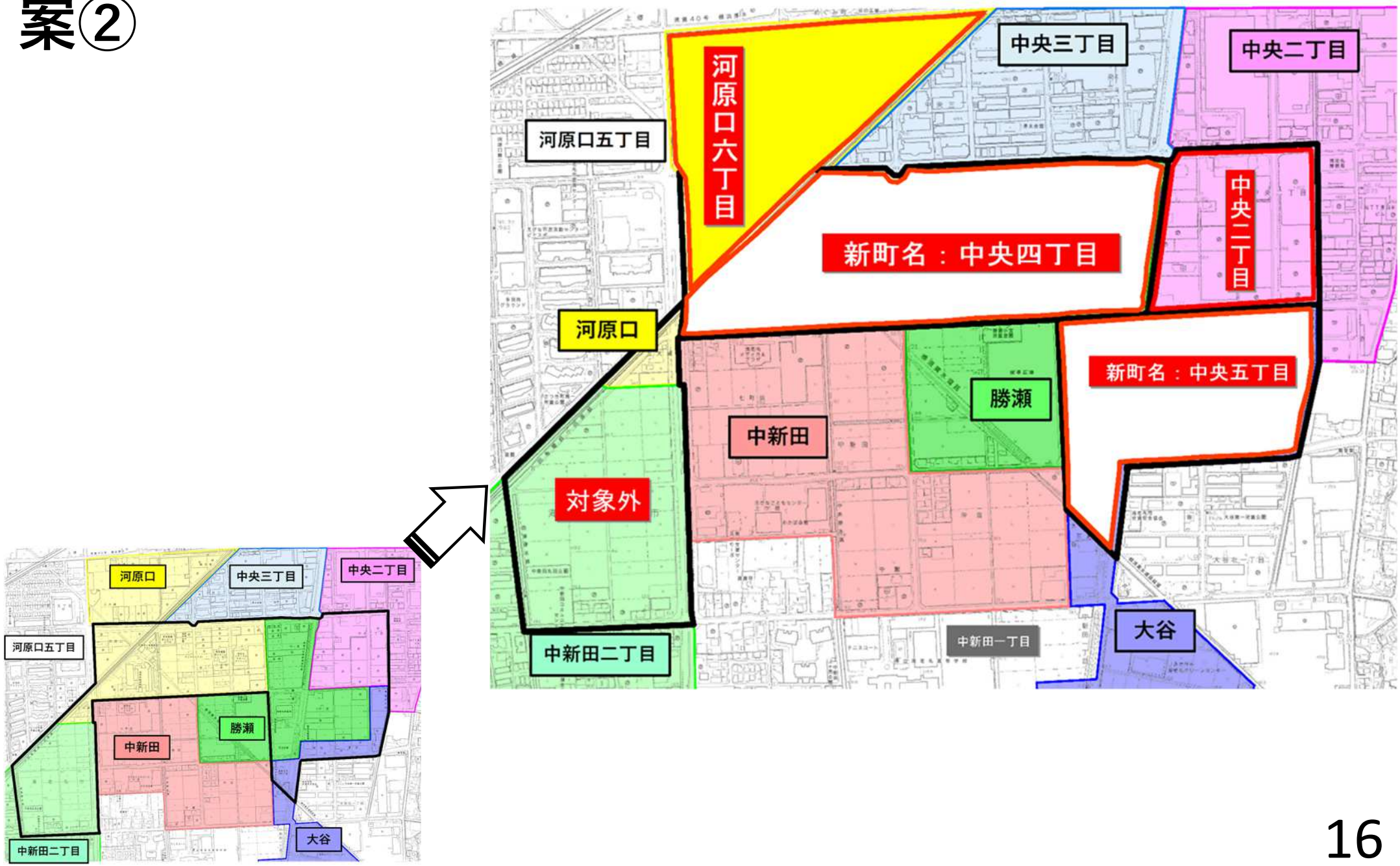
③ 町割り案

案①



③ 町割り案

案②



④ 今後について

- ご説明した町割り案について、ご意見をいただき、町割りを決定
- 住居表示審議会では住居表示の実施について審議
- 区域・町割りなどの30日間の公示（署名による変更請求期間）
- 市議会へ上程
- 住居表示の実施（令和6年7月下旬予定）

以上で説明は終了です。

(メモ欄)

(事務局) 住宅まちづくり課 住宅政策係 046-235-9604